

令和5年度第11回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年2月9日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江藤 由之助

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 53 号	農地法第3条の申請について
議案第 54 号	農地法第5条の申請について
議案第 55 号	非農地証明願いについて

議案第 56 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 57 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 58 号	令和6年度農作業標準料金の設定について
議案第 59 号	農地転用許可等に係る権限移譲事務の再委任について
報告第 10 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和5年度第11回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時40分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第53号から議案第59号までの7議案11件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第53号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア．所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第53号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、新規のためありません。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	1月18日、 委員と事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は、 を右に入りますと の になっていました の があります。その付け根の交差点を 方面へ進みます。300m下りますと左側に の の入口があります。その手前を右に入ったところです。譲受人の さんの自宅を取り囲むように申請地が存在しています。管理状況もよく、本人も意欲的であると聞いていますのでご審議のほどよろしくお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員と事務局職員と現地確認に行ってまいりました。 委員の言われた通りです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	許可基準になります。 高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接地に居住している譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲受人は新規に農地を取得する方となります。営農計画書より、自家消費用野菜及び果樹を耕作するとのことです。また、申請地の隣接に居住していることから、管理及び耕作については、問題ないものと思われます。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。譲受人の経営面積は、畑[]a、合計[]aです。理由は、相手方の要望、経営規模拡大です。 以上です。
議長	2番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	[]委員、私、事務局職員2名で、1月18日に現地確認をしました。申請地は[]から[]方面に向かい[]を[]沿いの方に行くとあります。今回[]さんの方が[]さんに売り渡すということです。[]さんにつきましても、従前から耕作しているということで、今後経営規模を拡大するということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、農地の管理が困難な譲渡人と、経営規模拡大を検討している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は以前から申請地周辺のお茶畑を耕作しており、農地取得にあたり、管理及び耕作については特に問題はないものと判断されます。取得後も、継続してお茶を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、

	合計■筆の■㎡です。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、合計■aです。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、■農地委員より説明願います。
■委員	1月17日、■農業委員、事務局職員2名、譲受人の■さんと申請地の現地確認をしました。申請地につきましては、■号線の■交差点より■方面へ3.5kmほど進むと、■の下を■していますが、その先に■という■があります。■を左折し、300mほど行きますと■があります。■の横にあります。■さんが■さんより賃借しており、野菜等を栽培され、管理については丁寧にされているところです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	3番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	只今、■委員の説明したとおりです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を借りて現在耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は現在、申請地を借りて耕作しており、今回の農地取得にあたり、管理及び耕作に関しては、特に問題はないものと判断されます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、■、■、■歳、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■㎡、合計■筆の■㎡です。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、合計■aです。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、■農地委員より説明願います。
■委員	1月16日、■農業委員、事務局職員2名の合計4名、途中から■さんが立ち合いのもと、現地確認をしました。私はなぜ許可が出せるのと思いました。■歳にもなって後継者がいない、いい土地でもないです。法律的には許可を出せると思うので大丈夫と思います。■農業委員が立ち会ったので最終的に面倒みると思います。本人には高齢で、後継者がいないので、何か目的がないと許可が出ないですよと言いましたが、野菜を作ると言いました。野菜は何を作るのかと尋ねたら、返事をしませんでした。許可が出せませんよと言ったら、大根を作ると言っていました。たぶん年末に見に行っても植えていないと思います。草刈りしかないと思います。

	私は推進委員なので許可の権限はありませんが、4月に■■■■さんのところを許可した件で、その後文句を言われるのは私たちです。近所づきあいも悪かったので、■■■■さんのお父さんには言っていました。名義変更後、草刈りしないと文句言われるのは私たちでした。今は中山間地に入っていますが、何年かしたら抜けるということなので、草刈りもしなくなるといいます。そういう土地は私なら買わないです。 今回は■■■■農業委員が責任を持つということです。慎重審議よろしくをお願いします。
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■推進委員が説明したとおりです。一昨年までは稲を植えていましたが、イノシシが出るのでやめるということでした。申請地の隣地は、■■■■が■■■■さん所有、■■■■は他の方の所有です。ただ、続きなのでまた持ち主が買ってほしいと言ってくるだろうと思います。集積のことを考えると、後々自分が守らないといけないかなと思っています。ご審議よろしくをお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、市外に在住し農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を管理している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は以前から申請地を管理していることから、今回農地の取得については特に問題はないものと判断されます。また取得後は、自家消費用の野菜を耕作することです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	特に4番について、3条申請で譲り受けた農地については、農地としてしっかり管理していくことが原則です。地域の中で農業委員さん、推進委員さん、それぞれ大変かと思いますが指導はしていっていただきたいし、農業委員会としても指導していきたいです。よろしくお願いします。
議長	只今、「議案第53号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第53号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第53号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第54号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第54号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]、[]歳。転用者、[]、[]、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、進入路として。申請理由、隣地に一般住宅を建築して移住する計画であるが、進入路がないため申請地を進入路として利用したい。こちらは第2種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	1月22日、[]委員、事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は、[]線から[]の[]線に入り、3kmほど走ったところから左側に[]地区に下がり、[]を高台に上がったところにあります。一般住宅の建築にあたり進入路がないということで、進入路として使いたいと話がありました。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員の説明したとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは[]で[]を営んでいます。申請地の隣地である、[]に一般住宅を建築して移住する計画ですが、市道側からの進入路がないため、土地所有者と転用者の自己所有地をお互いに交換して、申請地を進入路として利用する計画です。 なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、昭和40年頃に土地所有者の父が転用許可を得ることなく、申請地を進入路として造成してしまったためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないとい目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、市道に隣接していること、十分な道幅が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は市道、東側は畑、南側は宅地、西側は畑にそれぞれ接しており、周辺の畑については土地所有者の自己所有地であるため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に砕石敷均しを行い進入路として造成する計画です。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。

	排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては土地造成費のみで、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第54号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第54号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第54号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第55号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第55号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和44年に売買により申請地を取得した。谷間にある棚田であり長らく水田として利用してきたが、日照不足による生育不良や度々の用水不足により、昭和60年から止む無く耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、 農業委員より説明願います。
 委員	1月22日、 委員、私、事務局職員2名で現地確認をしました。申請地は から 方面に向かい、 線を上り、 との境に があります。 のすぐ前の を上って行って、 があります。そこから脇にそれたところにあります。この案件は先月も非農地申請があったところの続きで、その時に申請が漏れていた土地です。現状見てのとおり、木がかなり大きくなってしまして、農地に戻るような状態ではないということで、非農地証明願いを申請することになりました。ご審議よろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を1月22日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。

	申請者は、昭和44年に売買により申請地を取得しています。昭和60年頃までは水田として利用していましたが、谷間の傾斜地で日当たりも悪く用水不足等もあり耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、令和5年12月7日開催の令和5年度第9回総会の際に、近隣の自己所有地に植林を行い山林として管理する内容の4条申請を行いました。許可後の地目変更手続きの際に、今回の申請地が農地として筆残っていることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の土地と併せて山林として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第55号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第55号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第55号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番から2番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」 農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。 続いて、イ、所有権の移転です。 番号2番、申請人、譲渡人、[]区、[]、譲受人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

	農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数 戸、借り手農家数 戸。利用権の設定の面積は、 ㎡、所有権の移転の面積 ㎡、合計 ㎡です。 なお、補足になりますが、続いて、番号1番は、中間管理機構である公社への貸付となります。公社からの貸付先は、7ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。地元農家の さんが借り受け予定となっております。 詳細は議案第57号での審議事項となりますので、説明は省略させていただきます。 また、番号2番は、公社の買入案件となっております。予定ではありますが、公社からの引き受け先は、 さんとなっております。 以上です。
議長	只今、「議案第56号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第56号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第56号」については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第57号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページをご覧ください。 「議案第57号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、 区、 。 対象農地は、大字 、 筆、 ㎡です。 詳細は、8ページの貸付調書をご覧ください。 さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の1番の土地となります。利用権の種類は使用貸借で、耕作作物は水稻となっております。 以上です。
議長	只今、「議案第57号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第57号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第57号」については、「意見なし」として報告します。

議長	次に、「議案第58号」「令和6年度農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 それでは、議案書9ページ、別紙1、別紙2をご覧ください。 「議案第58号」「令和6年度農作業標準料金の設定について」下記のとおり、令和6年度農作業標準料金について設定を行いたいのので、意見を求める。 1月30日に、令和6年度農作業標準料金検討会を開催しました。検討会の構成員は会長、副会長、杵築・山香・大田地区の代表委員、農林水産課長、活性化センター所長、JAおおいた東部事業部、及び事務局です。 内容につきましては、別紙1、「令和6年度農作業標準料金一覧表」をご覧ください。作業料金につきましては、税抜き価格です。 昨年度、平成31年度から5年ぶりに15項目について変更しました。 今年度も世間では原油価格、最低賃金、物価の上昇等がありますが、杵築市の農作業労賃の軽作業の料金は最低賃金と大きな開きがない、また、昨年度に大幅な改定を行った等の理由により、今年度の変更は行いませんでした。 また、昨年度の総会時に委員さんから、WCSの作業料金について意見をいただいていたのですが、実際にはいろいろなケースがあり、他市など基準となるものもないので、引き続き、検討課題とすることにしました。合わせて、ドローンによる農薬散布の作業料金、麦播種の作業料金の必要性なども来年度以降の検討課題として上がりました。 なお、この作業料金はあくまでも標準ですので、耕作条件等により当事者間の契約の参考としていただくものになります。 施行日は、令和6年4月1日の予定です。本日、承認をいただきましたら、その後、施行日に合わせて市のホームページでも公表いたします。 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今、「議案第58号」について、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
[] 委員	活性化センターの料金表とは差がどうなっていますか。
事務局	それぞれ高いところ、低いところがありますが、活性化センターの料金、JAの肥料、他市町の料金とも比較しながら、大幅に高かったり低かったりしないようにしています。
[] 委員	よく聞かれるのが、活性化センターとの差を聞かれます。
[]委 員	活性化センターは草刈りは今まで時間だったが、平米で計算するらしいです。活性化センターは独自のやり方があるようです。ほぼ似たような料金ではあるようです。
[] 委員	確認してくれていただければいいです。市報に出ると思いますので。
事務局	活性化センターよりは少し安いようになっています。
議長	活性化センターにも会議の場に入ってもらって協議をした案件です。
議長	他に各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第58号」について、これを設定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第58号」は、これを設定することに決します。
議長	次に、「議案第59号」「農地転用許可等に係る権限移譲事務の再委任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書10ページをご覧ください。 「議案第59号」「農地転用許可等に係る権限移譲事務の再委任について」 大分県の事務処理の特例に関する条例第2条第1項の規定により市が処理することとされた農地法に基づく権限移譲事務について、地方自治法第180条の2の規定により、杵築市長より再委任の依頼を受けたので、事務委任を受け入れてよいか意見を求める。 別紙3をご覧ください。以前一度ご説明させていただいたので詳しい説明は省いて、ざっくり説明させていただきます。 番号が15項目、県から杵築市長に権限移譲の話が来ています。今回杵築市長からさらに農業委員会に再委任の依頼が届いています。委任の内容ですが、①から④について、農地法第4条の許可事務に係る事務の委任となっています。⑤から⑦については、農地法第5条の申請から許可までの事務の委任となっています。⑧から⑮までは、農地法の許可が出た後の変更の申請、取り下げの申請の事務、違反転用者に対する現状復旧の対応についての事務の委任となっています。これらの15項目の権限移譲についてですが、令和6年4月1日から移譲となっています。県から市、市から農業委員会に話が出ています。令和6年2月16日以降の受付日、4月の総会分より農業委員会会長名で申請の受付、申請の許可を出すような形になるかと思います。市民の皆様については市民サービスの向上という形で、許可まで10日ほど許可書が出るのがはやくなるのかなと思います。デメリットは、事務処理の量が増えますし、知事名で許可を出していましたが、許可を出すことに對して何か言われることはないですが、許可を出せませんとか、書類が不足しているので受付できませんとなった時に、行政不服審査の客体になるということで、今後責任感が増してくるのかなと思います。今の総会の際もそうですが、転用の申請がありますと皆さんに現地確認していただいて、県に意見を付けて進達しているわけですが、意見を付けて進達するイコール、農業委員会として問題ありませんと許可を出しているのと同様の内容になるので、県知事名での許可から会長名での許可に変更にはなりますが、意味合いは今までの事務の流れと大きく変わることはありません。委員の皆様におかれましては、今まで通り現地の確認ですとか、農地に異常が見られた際は事務局に早期に報告していただいて事務処理を進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。またホームページを通して変更を市民の皆様にお知らせしていきたいと思います。 以上になります。
議長	只今、「議案第59号」について、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

委員	ホームページで発表するということですが、年齢によっては見れない人もいると思いますが、その対策はどうするのですか。
事務局	市報に載せましょうか。内容的にあまり変わらないので、申請書の部数と、会長宛てに出すことしか変わらないです。
委員	そうだとすると、変わる前のことも、知っている人がどれだけいるのかわからないです。今回、全体的に把握するために皆さんに周知して今後どうするかを分かった方がいいのではないかと思いますのでお伺いしました。それに関して皆さんがそれでいいと言えばそれでいいと思いますが、どうでしょうか。
事務局	広く皆さんに周知した方がいいでしょうか。
議長	したほうがいい。
委員	それは杵築だけの問題だけではないでしょう。
事務局	杵築だけです。あとしていないのは九重町と玖珠町だけです。
委員	みんな一斉にするということであれば、県の広報に載せればいいが。
議長	権限移譲についてはいろいろ問題があります。県にもしっかりした責任を持ってもらわないといけない案件があって、最初は一括してやろうとしたが、各市町村の意見があって、なかなか一括してできなかった。順次説得しながら、最後に残ったのが杵築と玖珠と九重。県の方としては、すべて権限を渡したいということで、一本釣りをしてきたが、今回杵築が受けるということです。
事務局	当初市報に載せようかという話はしていたが、申請内容があまり変わらないということで、混乱しても悪いということで、ホームページ程度で広報しようという提案です。市報に載せたほうがいいということであれば、内容を検討したいと思います。
議長	許可権者が変わるだけということです。
事務局	申請者からすると許可書をもらうのはあまり変わらないです。
委員	全体の分に関してはみんながどこまで把握しているのかわからない。必要でないのであればそれはいいと思います。
事務局	概ね、4条、5条、非農地申請に関しては、事務所の先生たちが代行で受けることが多いので、個人でする方はあまりいないです。先生方には周知しようと思います。 市報に載せる方向で調整しようと思います。
議長	只今、「議案第59号」について、事務局から説明がありましたし、各委員さんからご意見、ご質疑を受けました。市報に掲載するというので、掲載の方法については事務局に一任することよろしいでしょうか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第59号」について、これを受け入れることについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第59号」については、これを受け入れることについて決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第10号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書11ページをご覧ください。 「報告第10号」「農地法第18条第6項の規定による貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。理由は貸人の都合です。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。理由は貸人の都合です。 番号3番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社、借人、[]区、[]。申請の土地及び理由は、番号2番と同様です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和5年度第11回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時27分：終了)